

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱

平成20年5月15日長崎県告示第522号

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱を次のように定める。

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 長崎県教育委員会の所管に係る補助金等の交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の名称等)

第2条 規則第3条の補助金等の名称、目的及び率又は額並びに補助事業の内容は、別表のとおりとする。

(申請書の提出時期等)

第3条 規則第4条の交付申請書を提出することができる時期は、別に定める期日までとする。

2 補助金等の交付の申請をしようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(申請の取下げのできる期限)

第4条 規則第8条第1項の申請の取下げをすることができる期日は、別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から20日を経過した日とする。

(状況報告等)

第5条 補助事業者等は、規則第11条第1項の補助事業等の遂行の状況については、実施状況報告書により報告しなければならない。ただし、知事が必要でないとき、この限りでない。

2 前項の実施状況報告書の提出期限等については、別に定める。

3 第1項の場合において、第7条第2項の概算払請求書を提出したときは、当該書類をもって、実施状況報告書に代えることができる。

4 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は、別に定める場合を除き、次のとおりとする。ただし、補助額の変更を伴わないものに限る。

(1) 補助目的の達成に何らの支障がないと認められる経費の配分の変更

(2) 対象経費の総額が2割を超えない範囲内での増減

(実績報告等)

第6条 規則第13条第1項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でないとき認められるものについては、これを省略することができる。

(1) 事業報告書

(2) 収支精算書

(3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第13条第1項の実績報告書の提出期限は、別に定める場合を除き、事業の完了した日から30日を経過した日(同項後段の場合には、翌年度の4月20日)とする。

3 第3条第2項ただし書の規定により補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金等の額から減額して知事に報告しなければならない。

4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額)を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

(補助金等の交付)

第7条 規則第16条第1項の交付請求書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でないとき認められるものについては、これを省略することができる。

- (1) 請求内訳書
 - (2) 出来高調書
 - (3) 事業の実施における契約書の写し
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助金等は、概算払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の概算払に必要な書類は、概算払請求書のほか前項各号に掲げる書類と同様とする。
(財産の処分の制限等)
- 第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 規則第20条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている財産については同省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、これにより難しいときは、別に定めるところによる。
- 3 規則第20条第2号の機械及び重要な器具は、別に定める場合を除き、取得財産等のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が、50万円以上の機械及び器具とする。
- 4 知事は、補助事業者が規則第20条の規定による承認を得て取得財産等を処分したことにより収入があったと認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。
(交付手続の特例)
- 第9条 補助金等の交付については、規則第21条の規定により、規則第16条第1項に規定する交付請求書の提出を省略することができる。
(帳簿の整備等)
- 第10条 補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。
(委任)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付申請書等の添付書類その他の補助金等の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(適用)

- 1 この要綱は、平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱に規定する補助金等であって、この要綱の告示の日前に交付されたものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の告示の日前における平成20年度の予算に係る補助金等についてなされた処分、申請その他の手続きは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

改正文(平成21年告示第443号)抄
平成20年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文(平成21年告示第539号)抄
平成21年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文(平成22年告示第470号)抄
平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文(平成22年告示第708号)抄
平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文(平成23年告示第446号)抄
平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文(平成23年告示第789号)抄
平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（平成24年告示第431号）抄
平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（平成24年告示第903号）抄
平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（平成25年告示第436号）抄
平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（平成26年告示第489号）抄
平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（平成26年告示第677号）抄
平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（平成27年告示第85号）抄
平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（平成27年告示第524号）抄
平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（平成28年告示第320号）抄
平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（平成28年告示第403号）抄
平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（平成29年告示第319号）抄
平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（平成30年告示第306号）抄
平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（平成30年告示第402号）抄
平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文（平成31年告示第271号）抄
平成31年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第2条関係）

1 教育環境整備課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県立高等学校寄宿舎運営費補助金	生徒の就学機会の確保及び保護者の教育費負担の軽減を図る。	県立高等学校の寄宿舎運営に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	県立高等学校の寄宿舎運営協議会
2	公立高等学校生徒遠距離通学費補助金	公立高等学校に通学する生徒の保護者の経済的負担の軽減を図る。	保護者の負担する生徒の通学に要する経費。ただし別に定める補助要件に該当するものに限る。	別に定める基準により算定する額	生徒の保護者
3	長崎県公立高等学校生徒通学費補助金	公立高等学校に通学する生徒の保護者の経済的負担の軽減を図る。	保護者の負担する生徒の通学に要する経費。ただし別に定める補助要件に該当するものに限る。	別に定める基準により算定する額	生徒の保護者
4	長崎県育英会事務費補助金	公益財団法人長崎県育英会の円滑な運営を図る。	奨学金貸与事業に係る人件費（県からの派遣職員を除く。）及び事務費	10分の10以内	公益財団法人長崎県育英会
5	公立高等学校等離島高校生修学支援費補助金	県内の高等学校等が設置されていない離島から本土または他の離島の県内の公立の高等学校等へ進学した生徒の保護者の経済的負担の軽減を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 通学に要する交通費 (2) 居住費	10分の10以内。 ただし、別に定める額を限度とする。	生徒の保護者
6	長崎県立高等学校就学支援金補助金	県立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与する。	県立高等学校の授業料	10分の10以内	生徒
7	長崎県市立高等学校就学支援金補助金	市立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与する。	県内の市立高等学校の授業料	10分の10以内	生徒
8	長崎県市立高等学校就学支援金事務費交付金	長崎県市立高等学校就学支援金に関する事務の円滑な実施に資する。	長崎県市立高等学校就学支援金に関する事務に要する経費	10分の10以内	市
9	長崎県立高等学校学び直し支援金補助金	高等学校を中途退学した後、再び県立高等学校で学び直す者に対して、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与する。	県立高等学校の授業料	10分の10以内	生徒
10	長崎県市立高等学校学び直し支援金補助金	高等学校を中途退学した後、再び市立高等学校で学び直す者に対して、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与する。	県内の市立高等学校の授業料	10分の10以内	生徒

2 義務教育課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	「しま」体験活動支援事業費補助金	「しま」地区の自然・歴史・文化を活用した体験活動の推進及び「しま」地区の活性化を図る。	「しま」地区の市町が、教育課程に沿った体験活動等を実施した本土地区の公立小・中学校、義務教育学校又は保護者に対して、体験活動等にかかる経費を過疎対策事業債を活用して補助した場合に、当該市町の後年度に生じる元利償還金のうち、地方交付税措置分を除く市町の実質負担額	2分の1以内	市町
2	学力向上のための非常勤講師等配置支援事業費補助金	児童生徒の学力向上のために、学校の人的支援体制の整備を図る。	学力向上のために配置する非常勤講師等に係る経費	2分の1以内	市町

3 高校教育課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県高等学校離島留学生ホームステイ費補助金	高校生の離島留学の円滑な推進を図る。	留学生の宿舎確保対策として、市が離島留学制度実施校に組織する離島留学運営委員会に対して助成する経費	2分の1以内。 ただし、1人当たり15,000円を限度とする。	市
2	長崎県産業教育振興会補助金	教育の振興を図る。	長崎県産業教育振興会の運営費	予算の範囲内で知事が定める額	長崎県産業教育振興会

4 生涯学習課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	婦人会活動活性化事業補助金	県域の婦人会活動を支援することで、地域婦人団体の活動の活性化を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 運営委員会の開催 (2) 活動推進研修会の開催 (3) 実践発表会の開催 (4) 広報活動	2分の1以内	一般財団法人長崎県地域婦人団体連絡協議会
2	公民館大会開催事業補助金	公民館、社会教育関係団体関係者等が集い、交流を深め、相互に研修し、実践力を高めることにより、今後の公民館活動の一層の充実及び発展に寄与することを目的とする。	大会開催に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	予算の範囲内で知事が定める額	公民館大会実行委員会
3	九州ブロック社会教育研究大会開催費補助金	九州各県・各地域での取組の現状や成果をもとに、社会教育委員及び社会教育関係職員が研究協議を行い、社会教育の振興の在り方についての認識を深め合うことを目的とする。	大会開催に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	予算の範囲内で知事が定める額	九州ブロック社会教育研究大会実行委員会
4	九州地区高等学校PTA連合会長崎大会開催費補助金	九州各県の高等学校PTA会員が集い、交流を深め、相互に研修し、実践力を高めることにより、子どもと親にかかわる問題の解決と今後の方策を見いだすことを目的とする。	大会開催に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	予算の範囲内で知事が定める額	九州地区高等学校PTA連合会

5	九州ブロックPTA研究大会長崎大会開催費補助金	九州各県のPTA会員が集い、交流を深め、相互に研修し、実践力を高めることにより、子どもと親にかかわる問題の解決と今後の方策を見いだすことを目的とする。	大会開催に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	予算の範囲内で知事が定める額	九州ブロックPTA研究大会実行委員会
6	地域子ども教室推進事業費補助金	放課後、土曜日等の子どもの安全・安心な居場所づくりと様々な交流、体験等の機会を提供することで、すべての子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的とする。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 地域子ども教室推進事業 ア 地域子ども教室の運営 イ 運営委員会の設置 ウ コーディネーターの配置 (2) 地域子ども教室備品整備事業	3分の2以内	市町(ただし、中核市は除く)
7	九州青年祭開催費補助金	九州青年祭開催を支援する。	九州青年祭の開催に関する経費	予算の範囲内で知事が定める額	九州ブロック青年団協議会
8	日本ジャンボリー県連派遣団参加費補助金	日本ジャンボリー県連派遣団の参加を支援する。	日本ジャンボリー県連派遣団の参加費	予算の範囲内で知事が定める額	日本ボーイスカウト長崎県連盟
9	九州・沖縄ブロック野営大会開催費補助金	九州・沖縄各県のボーイスカウトが友情を深めるとともに日頃の訓練の成果を発揮することを目的とする。	九州・沖縄ブロック野営大会の開催に伴う経費	予算の範囲内で知事が定める額	日本ボーイスカウト長崎県連盟
10	ガールスカウト九州キャンプ開催費補助金	九州・沖縄各県のガールスカウトが友情を深めるとともに日頃の訓練の成果を発揮することを目的とする。	ガールスカウト九州キャンプの開催に伴う経費	予算の範囲内で知事が定める額	ガールスカウト日本連盟長崎県支部
11	九州地区地域婦人大会開催事業費補助金	九州各県の婦人団体関係者が集い、交流を深め、相互に研修することにより、婦人団体の当面する具体的問題について研究討議し、活動の一層の充実及び発展に寄与することを目的とする。	大会開催に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	予算の範囲内で知事が定める額	九州地区地域婦人大会実行委員会
12	九州地区公民館研究大会長崎大会開催事業費補助金	九州各県の公民館、社会教育関係団体関係者等が集い、交流を深め、相互に研修し、実践力を高めることにより、今後の公民館活動の一層の充実及び発展に寄与することを目的とする。	大会開催に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	予算の範囲内で知事が定める額	九州地区公民館研究大会長崎大会実行委員会

13	しまの魅力に出会う日本の宝「しま」交流支援事業参加費補助金	県内の就学援助及び生活保護を受けている家庭の子どもに、「しま」での体験の機会を提供することを目的とする。	事業参加者の参加費(食費を除く。)	10分の10以内	参加児童生徒の保護者
14	訪問型家庭教育支援事業補助金	家庭の教育力の向上を図る。	訪問型家庭教育支援の充実及び家庭教育支援員等の人材育成に要する経費	3分の2以内	市町(ただし、中核市を除く。)

5 学芸文化課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	指定文化財保存整備事業補助金	教育文化の振興を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 有形文化財保存整備事業 ア 国又は県指定の有形文化財の文化財保護法(昭和25年法律第214号)第35条第1項及び第46条の2第1項又は長崎県文化財保護条例(昭和36年長崎県条例第16号。以下「文化財保護条例」という。)第11条第1項の規定に基づく保存整備に要する経費 イ 長崎県文化財保護審議会の同意に基づく国、県指定以外の有形文化財の文化財保護条例第11条第1項の規定に準じて行う保存整備に要する経費 ウ 別に定める基準により算定する経費 (2) 歴史資料等緊急調査事業 別に定める基準により算定する経費 (3) 無形文化財保存公開事業 国又は県指定の無形文化財の文化財保護法第74条、第75条及び第77条又は文化財保護条例第26条第2項の規定に基づく保存公開等に要する経費 (4) 文化財保存技術保存事業 別に定める基準により算定する経費		市町並びに知事が適当と認める団体及び個人
				2分の1以内 (国庫補助対象事業の場合において、補助事業者が市町のときは補助対象経費から国庫補助額を減じた額の5分の2以内、市町以外の場合は補助対象経費から国庫補助額を減じた額の3分の1以内)	
				補助対象経費から国庫補助額を減じた額の5分の2以内	
				2分の1以内 (国庫補助対象事業の場合において、補助事業者が市町のときは補助対象経費から国庫補助額を減じた額の5分の2以内、市町以外の場合は補助対象経費から国庫補助額を減じた額の3分の1以内)	
				補助対象経費から国庫補助額を減じた額の3分の1以内	

<p>(5) 有形民俗文化財等保存整備事業 ア 国又は県指定の有形民俗文化財の文化財保護法第83条又は文化財保護条例第32条の規定に基づく保存整備に要する経費 イ 別に定める基準により算定する経費</p>	<p>2分の1以内 (国庫補助対象事業の場合において、補助事業者が市町るときは補助対象経費から国庫補助額を減じた額の5分の2以内、市町以外るときは補助対象経費から国庫補助額を減じた額の3分の1以内)</p>
<p>(6) 無形民俗文化財保存公開事業 ア 国又は県指定の無形民俗文化財の文化財保護法第87条、第88条及び第91条又は文化財保護条例第32条の規定に基づく保存公開等に要する経費 イ 別に定める基準により算定する経費</p>	<p>補助対象経費から国庫補助額を減じた額の5分の2以内</p>
<p>(7) 遺跡及び埋蔵文化財緊急調査保存整備事業 ア 文化財保護法第99条第4項の規定による発掘調査に要する経費 イ 別に定める基準により算定する経費</p>	<p>2分の1以内 (国庫補助対象事業の場合において、補助事業者が市町るときは補助対象経費から国庫補助額を減じた額の5分の2以内、市町以外るときは補助対象経費から国庫補助額を減じた額の3分の1以内)</p>
<p>(8) 史跡名勝天然記念物等保存整備事業 ア 国又は県指定の史跡名勝天然記念物の文化財保護法第120条及び第129条又は文化財保護条例第39条の規定に基づく保存整備に要する経費 イ 別に定める基準により算定する経費</p>	<p>補助対象経費から国庫補助額を減じた額の5分の2以内</p>
<p>(9) 文化的景観保護推進事業 別に定める基準により算定する経費</p>	<p>補助対象経費から国庫補助額を減じた額の5分の2以内</p>
<p>(10) 伝統的建造物群保存地区保存整備事業 ア 国の選定を受けた伝統的建造物群保存地区の文化財保護法第146条の規定に基づく保存整備に要する経費 イ 別に定める基準により算定する経費</p>	<p>補助事業者が市町るときは補助対象経費から国庫補助額を減じた額の5分の2以内、市町以外るときは補助対象経費から国庫補助額を減じた額の3分の1以内</p>
<p>(11) 文化財建造物等を活用した地域活性化事業 別に定める基準により算定する経費</p>	<p>補助対象経費から国庫補助額を減じた額の5分の2以内、市町以外るときは補助対象経費から国庫補助額を減じた額の3分の1以内</p>

2	長崎県青少年劇場開催事業補助金	教育文化の振興を図る。	別に定める長崎県青少年劇場実施要綱に基づく開催に要する経費	2分の1以内	市町
3	文化財を活用した地域シンボルづくり支援事業補助金	市町村合併を契機とし、地域のシンボルとして文化財を活用し、新たなまちづくりを進めようとする新市町を支援する。	新市町のシンボルとなり、地域振興の核となるような文化財の復元整備等を行う事業であり、別に定める要件をすべて満たすものとし、一新市町につき一事業とする。また、対象事業に合併特例債を充当した後の元利償還に要する経費に合併特例債の交付税算入率（地方交付税法（昭和25年法律第211号）附則第5条に定める率とする。）を控除した率を乗じた額とする。		平成15年3月1日から平成18年3月31日までに市町村合併をした新市町
			(1) 国指定文化財 国宝重要文化財等保存整備費補助金の交付を受けて実施する事業のうち、合併特例債を財源の一部とする事業（対象となる事業費の上限は文化庁が認める額とする）	5分の2以内	
			(2) 県指定文化財 指定文化財保存整備事業補助金の交付を受けて実施する事業のうち、合併特例債を財源の一部とする事業（対象となる事業費の上限は3億円とする）	2分の1以内	
4	指定文化財過疎地域特別支援事業補助金	過疎地域の振興を図るため、文化財の保存整備等を行う市町を支援する。	別に定める指定文化財過疎地域特別支援事業補助金実施要綱に基づく事業に要する経費。ただし、国庫補助残に充当した過疎対策事業債の元利償還に要する経費に過疎対策事業債の交付税算入率（地方交付税法附則第5条に定める率とする。）を控除した率を乗じた額とする。	5分の2以内	市町
5	長崎県高等学校文化活動費補助金	県内高校生の文化活動内容の向上を図り、高等学校教育の充実と青少年の文化活動に資する。	次に掲げる事業に要する経費		長崎県高等学校文化連盟
			(1) 長崎県高等学校総合文化祭開催費補助事業 県高等学校文化連盟が主催する県高等学校総合文化祭の開催に係る運営費	2分の1以内の額	
			(2) 長崎県高等学校総合文化祭離島地区高等学校参加費補助事業 離島地区の高等学校が県高等学校文化連盟の主催する県高等学校総合文化祭参加に要する経費のうち次に掲げるもの ア 参加生徒の旅費 出場生徒の旅費のうち団体割引又は学生割引後の交通費（吉岐又は対馬地区の生徒にあっては吉岐又は対馬と県境駅（小長井駅又は三川内駅）間の船賃相当額及び鉄道賃相当額、その他の離島地区の生徒にあっては当該離島地区と本土間の船賃相当額）及び宿泊費（1泊を限度とする。） イ 県高等学校総合文化祭参加に係る大小道具、楽器及び作品の輸送費	(1)交通費 2分の1以内の額 (2)宿泊費 3分の2以内の額 (3)輸送費 大小道具、楽器及び作品の往復の輸送に係る輸送実費額の2分の1以内の額	
(3) 全国高等学校総合文化祭派遣費補助事業 県高等学校文化連盟が推薦した全国高等学校総合文化祭派遣費及び作品参加に要する経費のうち次に掲げるもの	(1)交通費 2分の1以内の額 (2)宿泊費 2分の1以内の額 (3)輸送費 大小道具、楽器				

			<p>ア 参加生徒の旅費 出場生徒（マネージャーを含む。）の旅費のうち交通費（水路・鉄道利用にあっては団体及び学生割引後の実費額、バス借上にあつては目的地までの運賃相当額と借上実費額を比較して、いずれか低い額）及び宿泊費</p> <p>イ 各部門参加に係る大小道具、楽器及び作品の輸送費</p>	及び作品の往復の輸送に係る輸送実費額の2分の1以内の額	
			<p>(4) 長崎県高等学校文化活動推進校指定事業 文化活動推進校に指定された高等学校の指定種目の活動経費のうち次に掲げる事業に要するもの</p> <p>ア 合宿・遠征事業 イ 講師招へい事業 ウ 発表会等開催事業 エ 文化活動の強化及び育成に関する事業</p>	予算の範囲内で知事が定める額	
			<p>(5) 長崎県高等学校文化活動活性化補助事業 高等学校文化連盟における専門部の育成及び強化のために実施される事業のうち次に掲げる事業に要するもの</p> <p>ア 生徒を対象とした講習会 イ 教員を対象とした指導者講習会及び研修会 ウ 専門部の育成及び設立に係る事業 エ 中学校と連携した文化力育成・専門部活性化を目的とした事業 オ 各高等学校の文化活動の活性化に資するための事業</p>	予算の範囲内で知事が定める額	
6	長崎県中学校文化活動費補助金	県内中学生の文化活動の向上を図り、あわせて青少年の豊かな心を育むことを目的とする。	次に掲げる事業に要する経費		長崎県中学校文化連盟
			<p>(1) 長崎県中学校総合文化祭開催費補助事業 県中学校文化連盟（以下、「中文連」という。）が主催する県中学校総合文化祭の開催に係る運営費</p>	予算の範囲内で知事が定める額	
			<p>(2) 長崎県中学校総合文化祭離島地区中学校参加費補助事業 離島地区の中学校が中文連の主催する県中学校総合文化祭参加に要する経費のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 参加生徒の交通費及び宿泊費 イ 県中学校総合文化祭参加に係る大小道具、楽器及び作品の輸送費</p>	予算の範囲内で知事が定める額	
			<p>(3) 全国中学校総合文化祭派遣費補助事業 中文連が推薦した全国中学校総合文化祭派遣費及び作品参加に要する経費のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 参加生徒の交通費及び宿泊費 イ 各部門参加に係る大小道具、楽器及び作品の輸送費 ウ 参加に係る参加料及び消耗品費及び通信費</p>	予算の範囲内で知事が定める額	

			(4) 長崎県中学校文化活動推進校指定事業 文化活動推進校に指定された中学校の指定種目の活動経費のうち次に掲げる事業に要するもの ア 合宿・遠征事業 イ 講師招へい事業 ウ 芸術鑑賞事業 エ 発表会等開催事業 オ 文化活動の強化及び育成に関する事業	予算の範囲内で知事が定める額	
7	一支国博物館建設事業費補助金	県埋蔵文化財センターと一体的に整備する壱岐市立一支国博物館(以下、「博物館」という。)の建設事業を支援することにより、歴史的遺産の総合的な活用を通じて、壱岐の地域振興に資することを目的とする。	博物館建設事業に充当した、市町村の合併の特例に関する法律第11条の2に規定する地方債(以下、「合併特例債」という。)に係る元利償還金及び合併特例債を充当した後の市負担額のうち県が必要と認める経費	補助対象経費の2分の1(県埋蔵文化財センターと一体的に整備することで、博物館の機能が高くなると知事が認める部分については10分の10)以内で予算の範囲内の額	壱岐市

6 体育保健課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県学校保健会事業費補助金	児童及び生徒の健康増進を目指した学校保健の推進を図る。	長崎県学校保健会が行う、児童及び生徒の健康増進を目指した学校保健の推進を図る事業に係る経費	予算の範囲内で知事が定める額	長崎県学校保健会
2	長崎県高等学校校体育連盟事業費補助金	高等学校生徒の競技力向上と生徒相互の親睦を図り、心身共に健全な高校生を育成する。	長崎県高等学校校体育連盟が行う、次に掲げる事業に要する経費 (1) 全国高等学校体育大会及び全九州高等学校体育大会等派遣事業(艇の運搬料及び振込手数料を含む。) (2) 県高等学校総合体育大会離島地区選手派遣事業(振込手数料を含む。) (3) 県高等学校新人体育大会離島地区選手派遣事業(振込手数料を含む。) (4) 県高等学校総合体育大会開催事業 (5) 全九州高等学校体育大会開催事業(県内開催競技に限る。) (6) ジュニアスポーツ推進事業として強化校、強化選手等に指定されたものが行う次の事業(振込手数料を含む。) ア 遠征試合 イ 強化合宿 ウ 強化練習	(1)から(3)まで 予算の範囲内で知事が定める額(間接補助の場合は、補助対象者が間接補助事業者に対し定める補助率以内の額とする。) (4)から(6)まで 予算の範囲内で知事が定める額	長崎県高等学校校体育連盟
3	長崎県高等学校野球連盟事業費補助金	高等学校野球の競技力向上を図る。	ジュニアスポーツ推進事業として県高等学校野球連盟が行う次の事業(振込手数料を含む。) (1) 遠征試合 (2) 強化合宿 (3) 強化練習 (4) 指導者講習会	予算の範囲内で知事が定める額	長崎県高等学校野球連盟

4	長崎県中学校体育連盟事業費補助金	中学校生徒の競技力向上及び生徒相互の親睦を図り、心身共に健全な中学生を育成する。	長崎県中学校体育連盟が行う、次に掲げる事業に要する経費 (1) 県中学校総合体育大会開催事業 (2) 県中学校総合体育大会離島地区選手派遣事業 (3) 全国又は全九州中学校体育大会派遣事業 (4) 全九州中学校体育大会開催事業(県内開催競技に限る。) (5) ジュニアスポーツ推進事業として県中学校体育連盟が行う県レベル又は地区レベルの次の事業(振込手数料を含む。) ア 遠征試合 イ 強化合宿 ウ 強化練習 エ 指導者講習会	予算の範囲内で知事が定める額	長崎県中学校体育連盟
5	公益財団法人長崎県体育協会事業費補助金	広く県民のスポーツを振興し、その普及及び振興と競技力の向上を図る。	公益財団法人長崎県体育協会が行う、次に掲げる事業に要する経費 (1) スポーツ少年団育成事業 (2) スポーツ振興総合推進事業 (3) スポーツ大会費 (4) 国民体育大会推進事業 (5) スポーツ合宿施設運営事業	予算の範囲内で知事が定める額(間接補助の場合は、補助対象者が間接補助事業者に対し定める補助額と同額)	公益財団法人長崎県体育協会
6	運動部活動指導員配置事業費補助金	運動部活動における教員の負担軽減と体制整備を図る。	中学校に配置する運動部活動指導員の配置に要する経費	3分の2以内	市町

7 教育環境整備課、体育保健課共通

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県高等学校定時制教育及び通信教育振興奨励費補助金	勤労青少年の高等学校定時制課程又は通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等の保障を図る。	県立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する生徒の教科書及び学習書の購入に必要な経費並びに夜食費	予算の範囲内で知事が定める額	県立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する生徒

8 義務教育課、体育保健課共通

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	東日本大震災被災幼児児童生徒就学支援事業費補助金	東日本大震災により被災し、経済的理由により就学困難な幼児、児童又は生徒の教育機会の確保に資することを目的とする。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 被災幼児就園事業支援事業 入園料と保育料の合計額を軽減する就園奨励事業に係る所要経費 (2) 被災児童生徒就学援助事業 学用品費等、学校給食費又はこれに代わる現物給付に係る経費及び医療費 (3) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 学校給食費、通学費等の就学に必要な経費を軽減する就学奨励事業に係る所要経費	10分の10以内。ただし、別に定める基準により算定する額を限度とする。	市町
2	大規模災害被災幼児児童生徒就学支援事業費補助金	大規模災害により被災し、経済的理由により就学困難な幼児、児童又は生徒の教育機会の確保に資することを目的とする。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 被災幼児就園事業支援事業 入園料と保育料の合計額を軽減する就園奨励事業に係る所要経費 (2) 被災児童生徒就学援助事業 学用品費等、学校給食費又はこれに代わる現物給付に係る経費及び医療費 (3) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 学校給食費、通学費等の就学に必要な経費を軽減する就学奨励事業に係る所要経費	3分の2以内。ただし、別に定める基準により算定する額を限度とする。	市町